

愛運輸第2460号
令和4年12月14日

愛知県バス対策協議会 会長 殿

中部運輸局愛知運輸支局長
(公印省略)

平成14年1月18日付け中運局公示第240号「道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づく「旅客の利便を阻害しない場合」」の一部改正について

標記について、別紙のとおり一部改正を予定しております。
つきましては、貴協議会において公示6(2)の「愛知県を適用地域とする場合」についてご審議頂くとともに、審議結果についてご報告頂きますようお願い致します。

公 示

道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づく「旅客の利便を阻害しない場合」を下記のとおり公示する。

平成14年 1月18日

中部運輸局長 津野田 元直

記

- 1 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第10条第1項第1号口に規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合
- 2 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- 3 施行規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
- 4 当該路線の休止又は廃止について、地域協議会の分科会として設置された地域公共交通会議または道路運送法施行規則第9条第2項の規定による協議会（以下、「協議会」という。）において協議が調った場合
- 5 当該路線の休止又は廃止について、地域公共交通会議又は協議会（当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて行われる路線定期運行である場合に限る。）において協議が調った場合
- 6 前5項に定めるもののほか、適用地域毎に次のとおりとする。
 - (1) 三重県を適用地域とする場合
 - ① 休止から1年以上経過した路線の廃止
 - ② 500往以内の区間の休止又は廃止
 - ③ 沿線地域の住民が日常的に利用しない路線（観光施設等へのアクセス路線）の休止又は廃止

- ④ 付け替え路線(停留所の位置の変更が徒歩による距離 500 メートル以内のものに限る。)の開設に伴う路線の休止又は廃止
- ⑤ 休止又は廃止する路線と近接して他の路線（鉄道と道路運送法の許可に基づく市町村の自主運行バスを含む。）が存在し、休止又は廃止する区間内の全ての停留所から徒歩による距離にして 500 メートル以内に近接する路線の停留所（鉄道駅を含む。）があるもの。
- ⑥ 市町村長からすでに書面による同意を得ている路線の休止又は廃止

(2) 愛知県を適用地域とする場合

- ① 休止から 1 年以上経過した路線の廃止
- ② 500 メートル以内の区間の休止又は廃止（過去 6 ヶ月間に当基準に基づく路線の休止又は廃止がない場合に限る。）
- ③ 付け替え路線（停留所の位置の変更が徒歩による距離 500 メートル以内のものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止
- ④ 休止又は廃止する路線と近接して他の路線（鉄軌道と道路運送法の許可に基づく市町村の自主運行バスを含む。）が存在し、休止又は廃止する区間内の全ての停留所から徒歩による距離にして 500 メートル以内に近接する路線の停留所（鉄軌道駅を含む。）があるもの。
- ⑤ 沿線地域の住民の日常的な利用がない路線として、深夜時間帯（23 時から 5 時まで）のみの路線
また、主に観光地や観光施設、空港等へ行くことを目的とした路線、イベント輸送などに運行される路線の休止又は廃止
- ⑥ 沿線地城市町村長の書面による同意に基づく路線の休止又は廃止

(3) 福井県を適用地域とする場合

市町村の同意を得た路線の休止又は廃止

(4) 静岡県を適用地域とする場合

事前に沿線市町村が路線の休止又は廃止の連絡を受けた次の場合

- ① 休止から 1 年以上経過した路線の廃止
- ② 500 メートル以内の区間の休止又は廃止（過去 1 年間に当基準による路線の休止又は廃止がない場合に限る。）
- ③ テーマパーク、遊園地等商業的なレジャー施設や公営競技場（モーターボート競争法、自転車競争法等に基づくものに限る。）などへのアクセス路線（途中停留所のない立ち寄り路線を含む。）の休止又は廃止
- ④ 休止又は廃止する路線と近接して他の路線（鉄道、道路運送法の許可に基づく自主運行バスを含む。）が存在し、休止又は廃止する区間内の全ての停留所から 500 メートル以内に近接する路線の停留所（鉄道駅を含む。）があるもの
- ⑤ 路線の付け替え路線（停留所の移動が 500 メートル以内に限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止

(5) 岐阜県を適用地域とする場合

- ① 休止から1年以上経過した路線の廃止
- ② 500ドル以内の区間の休止又は廃止

附 則

この公示は、平成14年2月1日から適用する。

附 則（平成14年6月4日 中運局公示第60号）

この公示は、平成14年6月4日から適用する。

附 則（平成14年7月1日 中運局公示第108号）

この公示は、平成14年7月1日から適用する。

附 則（平成14年9月20日 中運局公示第193号）

この公示は、平成14年9月20日から適用する。

附 則（平成17年4月28日 中運局公示第24号）

この公示は、平成17年5月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成20年6月30日 中運局公示第46号）

この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則（令和4年2月3日 中運局公示第69号）

この公示は、令和4年2月3日から適用する。

附 則（令和4年4月11日 中運局公示第3号）

この公示は、令和4年4月11日から適用する。

附 則（令和〇年〇月〇日 中運局公示第〇号）

この公示は、令和〇年〇月〇日から適用する。

「道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づく「旅客の利便を阻害しない場合」の一部改正に係る新旧対照表(案)

改正案	現行	備考
公示	中運局公示第240号	中運局公示第240号
道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づく「旅客の利便を阻害しない場合」を下記のとおり公示する。	道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づく「旅客の利便を阻害しない場合」を下記のとおり公示する。	
平成14年 1月18日 中部運輸局長 津野田 元直	平成14年 1月18日 中部運輸局長 津野田 元直	
記	記	
1 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)以下「施行規則」という。)第10条第1項第1号口に規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合	1 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)以下「施行規則」という。)第10条第1項第1号口に規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合	
2 付替路線(停留所の位置の変更がないものに限る。)の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合	2 付替路線(停留所の位置の変更がないものに限る。)の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合	
3 施行規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合	3 施行規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合	
4 当該路線の休止又は廃止について、地域協議会の分科会として設置された地域公共交通会議または道路運送法施行規則第9条第2項の規定による協議会(以下、「協議会」という。)において協議が調った場合	4 当該路線の休止又は廃止について、地域協議会の分科会として設置された地域公共交通会議または道路運送法施行規則第9条第2項の規定による協議会(以下、「協議会」という。)において協議が調った場合	
5 当該路線の休止又は廃止について、地域公共交通会議又は協議会(当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて行われる路線定期運行である場合に限	5 当該路線の休止又は廃止について、地域公共交通会議又は協議会(当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて行われる路線定期運行である場合に限	

「道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づく「旅客の利便を阻害しない場合」の一部改正に係る新旧対照表(案)

改正案	現行	備考
る。)において協議が調った場合	る。)において協議が調った場合	
6 前5項に定めるもののほか、適用地域毎に次のとおりとする。	6 前5項に定めるもののほか、適用地域毎に次のとおりとする。	
(1) 三重県を適用地域とする場合	(1) 三重県を適用地域とする場合	
① 休止から1年以上経過した路線の廃止	① 休止から1年以上経過した路線の廃止	
② 500㍍以内の区間の休止又は廃止	② 500㍍以内の区間の休止又は廃止	
③ 沿線地域の住民が日常的に利用しない路線(観光施設等へのアクセス路線)の休止又は廃止	③ 沿線地域の住民が日常的に利用しない路線(観光施設等へのアクセス路線)の休止又は廃止	
④ 付け替え路線(停留所の位置の変更が徒歩による距離500㍍以内のものに限る。)の開設に伴う路線の休止又は廃止	④ 路線の付け替えに伴うもの及び近接して他の路線が存在するものであり、停留所の移動が500㍍以内にあるもの (新設)	・現行④を④⑤に分割し、(2) 愛知の記載と表現を統一
⑤ 休止又は廃止する路線と近接して他の路線(鉄道と道路運送法の許可に基づく市町村の自主運行バスを含む。)が存在し、休止又は廃止する区間内の全ての停留所から徒歩による距離にして500㍍以内に近接する路線の停留所(鉄道駅を含む。)があるもの。	⑤ 市町村からすでに書面による同意を得ている路線の休止又は廃止	・現行⑤を⑥に下げ、「長」追記
⑥ 市町村長からすでに書面による同意を得ている路線の休止又は廃止		
(2) 愛知県を適用地域とする場合	(2) 愛知県を適用地域とする場合	
(削除)	事前に関係市町村が路線の休止又は廃止の連絡を受けた次の場合	・不要と思われるため削除
① 休止から1年を経過した路線の廃止	① 休止から1年を経過した路線の廃止	
② 500㍍以内の区間の休止又は廃止(当該区間に係る運行系統に關し、過去6ヶ月間に基づく路線の休止又は廃止がない場合に限る。)	② 500㍍以内の区間の休止又は廃止(当該区間に係る運行系統に關し、過去6ヶ月間に基づく路線の休止又は廃止がない場合に限る。)	・「以上」追記 ・不要と思われるため削除
③ 付け替え路線(停留所の位置の変更であっても、その変更が徒歩による距離500㍍以内のものに限る。)の開設に伴う路線の休止又は廃止	③ 付け替え路線(停留所の位置の変更であっても、その変更が徒歩による距離500㍍以内のものに限る。)の開設に伴う路線の休止又は廃止	・表現簡素化
④ 休止又は廃止する路線と並行して他の路線(鉄軌道と道路運送法の許可に基づく市町村の自主運行バスを含む。)が存在し、休止又は廃止する区間の全ての停留所が当該並行する路線の近接する停留所(鉄軌道駅を含む。)との徒步による距離が500㍍以内であるもの	④ 休止又は廃止する路線と並行して他の路線(鉄軌道と道路運送法の許可に基づく市町村の自主運行バスを含む。)が存在し、休止又は廃止する区間の全ての停留所が当該並行する路線の近接する停留所(鉄軌道駅を含む。)との徒步による距離が500㍍以内であるもの	・(1) 三重の記載と統一するため表現修正

「道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づく「旅客の利便を阻害しない場合」の一部改正に係る新旧対照表(案)

改正案	現行	備考
⑤ 沿線地域の住民の日常的な利用がない路線として、深夜時間帯（23時から5時まで）のみの路線 また、主に観光施設、空港等へ行くことを目的とした路線、イベント輸送などに運行される路線の休止又は廃止 ⑥ 沿線地域市町村長の書面による同意に基づく路線の休止又は廃止 (3)～(5) (略)	⑤ 沿線地域の住民の日常的な利用がない路線として、深夜時間帯（23時から5時まで）のみの路線 また、観光施設等の特定施設への路線であつて途中区間ににおいて利用の制限のあるものや、イベント輸送など特定日のみ運行される路線の休止又は廃止 ⑥ 沿線地域市町村長の同意に基づく路線の休止又は廃止 (3)～(5) (略)	・実態にあわせて修正 ・「書面による」追記
附 則	附 則 この公示は、平成14年2月1日から適用する。	
附 則 (平成14年6月4日 中運局公示第60号) この公示は、平成14年6月4日から適用する。	附 則 (平成14年6月4日 中運局公示第60号) この公示は、平成14年6月4日から適用する。	
附 則 (平成14年7月1日 中運局公示第108号) この公示は、平成14年7月1日から適用する。	附 則 (平成14年7月1日 中運局公示第108号) この公示は、平成14年7月1日から適用する。	
附 則 (平成14年9月20日 中運局公示第193号) この公示は、平成14年9月20日から適用する。	附 則 (平成14年9月20日 中運局公示第193号) この公示は、平成14年9月20日から適用する。	
附 則 (平成17年4月28日 中運局公示第24号) この公示は、平成17年5月1日以降に申請のあつたものから適用する。	附 則 (平成17年4月28日 中運局公示第24号) この公示は、平成17年5月1日以後に申請のあつたものから適用する。	
附 則 (平成20年6月30日 中運局公示第46号) この公示は、平成20年7月1日から適用する。	附 則 (平成20年6月30日 中運局公示第46号) この公示は、平成20年7月1日から適用する。	

「道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づく「旅客の利便を阻害しない場合」の一部改正に係る新旧対照表(案)

改正案	現行	備考
附 則（令和4年2月3日 中運局公示第69号） この公示は、令和4年2月3日から適用する。	附 則（令和4年2月3日 中運局公示第69号） この公示は、令和4年2月3日から適用する。	
附 則（令和4年4月11日 中運局公示第3号） この公示は、令和4年4月11日から適用する。	附 則（令和4年4月11日 中運局公示第3号） この公示は、令和4年4月11日から適用する。	
附 則（令和〇年〇月〇日 中運局公示第〇号） この公示は、令和〇年〇月〇日から適用する。		

公示

道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づく「旅客の利便を阻害しない場合」を下記のとおり公示する。

平成14年 1月18日

中部運輸局長 津野田 元直

記

- 1 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合
- 2 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- 3 施行規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
- 4 当該路線の休止又は廃止について、地域協議会の分科会として設置された地域公共交通会議または道路運送法施行規則第9条第2項の規定による協議会（以下、「協議会」という。）において協議が調った場合
- 5 当該路線の休止又は廃止について、地域公共交通会議又は協議会（当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて行われる路線定期運行である場合に限る。）において協議が調った場合
- 6 前5項に定めるもののほか、適用地域毎に次のとおりとする。
 - (1) 三重県を適用地域とする場合
 - ① 休止から1年以上経過した路線の廃止
 - ② 500往復以内の区間の休止又は廃止
 - ③ 沿線地域の住民が日常的に利用しない路線（観光施設等へのアクセス路線）の休止又は廃止

- ④ 路線の付け替えに伴うもの及び近接して他の路線が存在するものであり、停留所の移動が500㍍以内であるもの
- ⑤ 市町村からすでに書面による同意を得ている路線の休止又は廃止

(2) 愛知県を適用地域とする場合

事前に関係市町村が路線の休止又は廃止の連絡を受けた次の場合

- ① 休止から1年を経過した路線の廃止
- ② 500㍍以内の区間の休止又は廃止（当該区間に係る運行系統に関し、過去6ヶ月間に当基準に基づく路線の休止又は廃止がない場合に限る。）
- ③ 付け替え路線（停留所の位置の変更であっても、その変更が徒歩による距離500㍍以内のものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止
- ④ 休止又は廃止する路線と並行して他の路線（鉄軌道と道路運送法の許可に基づく市町村の自主運行バスを含む。）が存在し、休止又は廃止する区間の全ての停留所が当該並行する路線の近接する停留所（鉄軌道駅を含む。）との徒歩による距離が500㍍以内であるもの
- ⑤ 沿線地域の住民の日常的な利用がない路線として、深夜時間帯（23時から5時まで）のみの路線
また、観光施設等の特定施設への路線であって途中区間において利用の制限のあるものや、イベント輸送など特定日のみ運行される路線の休止又は廃止
- ⑥ 沿線地城市町村長の同意に基づく路線の休止又は廃止

(3) 福井県を適用地域とする場合

市町村の同意を得た路線の休止又は廃止

(4) 静岡県を適用地域とする場合

事前に沿線市町村が路線の休止又は廃止の連絡を受けた次の場合

- ① 休止から1年以上経過した路線の廃止
- ② 500㍍以内の区間の休止又は廃止（過去1年間に当基準による路線の休止又は廃止がない場合に限る。）
- ③ テーマパーク、遊園地等商業的なレジャー施設や公営競技場（モーター・ボート競争法、自転車競争法等に基づくものに限る。）などへのアクセス路線（途中停留所のない立ち寄り路線を含む。）の休止又は廃止
- ④ 休止又は廃止する路線と近接して他の路線（鉄道、道路運送法の許可に基づく自主運行バスを含む。）が存在し、休止又は廃止する区間内の全ての停留所から500㍍以内に近接する路線の停留所（鉄道駅を含む。）があるもの
- ⑤ 路線の付け替え路線（停留所の移動が500㍍以内に限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止

(5) 岐阜県を適用地域とする場合

- ① 休止から1年以上経過した路線の廃止
- ② 500㍍以内の区間の休止又は廃止

附 則

この公示は、平成14年2月1日から適用する。

附 則（平成14年6月4日 中運局公示第60号）

この公示は、平成14年6月4日から適用する。

附 則（平成14年7月1日 中運局公示第108号）

この公示は、平成14年7月1日から適用する。

附 則（平成14年9月20日 中運局公示第193号）

この公示は、平成14年9月20日から適用する。

附 則（平成17年4月28日 中運局公示第24号）

この公示は、平成17年5月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成20年6月30日 中運局公示第46号）

この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則（令和4年2月3日 中運局公示第69号）

この公示は、令和4年2月3日から適用する。

附 則（令和4年4月11日 中運局公示第3号）

この公示は、令和4年4月11日から適用する。